

## 保証会社の格付方法新設にあたり意見募集

株式会社日本格付研究所（JCR）では、保証会社を対象とする格付方法の新設を検討していますので、以下のとおりその概要をお知らせするとともに、格付方法の案に対する意見を募集します。

### 1. 概要

JCR ではこれまで、保証会社につきコーポレート等の信用格付方法に基づき格付を付与してきたが、今般、格付の透明性を一層高めるため、保証会社独自の格付方法を別添のとおり新設することとした。

### 2. 今後の予定

JCR では本件に関する意見募集を行う。意見は5月12日までJCR ウェブサイトの『お問い合わせ』コーナーへのメールで受け付ける。その後2週間程度をかけ格付方法として確定させる予定である。なお、本件は格付方法の新設であり、既存の個別格付で見直しが必要となるものはない見通しである。

（担当）阪口 健吾・松澤 弘太

#### 留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

#### NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会が定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。

#### 本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

## 意見募集

### 業種別格付方法（案）

#### 【保証会社】

国内で、個人向けに有担保保証、無担保保証を行う保証会社を対象とする。個人向けのローンの保証業務は、カード会社、信販会社、消費者金融会社も行っているが、それらの会社については本稿の対象ではない<sup>1)</sup>。

#### 1. 事業基盤

##### (1) 産業の特性

保証会社の主な業務は、住宅ローンを中心とした有担保ローンの保証と、カードローンや教育ローンなどの無担保ローンの保証である。保証会社は、銀行などの金融機関からローンを借り入れる債務者の保証人となり、その対価として保証料を受領する。これを主な収益源としている。債務者がローンを返済できなくなった場合には、保証会社は代位弁済を実行し、発生した求償権に基づいて弁済額の回収を行う。回収できなかった金額については求償債権の償却として処理され、保証会社の損失となる。以上が保証会社の一般的なビジネスモデルである。保証会社のバランスシートは、基本的には現預金、有価証券、求償債権などを中心とする資産、前受保証料や退職給付費用などの負債および純資産といった項目で構成されている。保証残高は多くの場合オフバランスされているため、バランスシートの規模は膨らみにくい。1件当たりの保証残高は通常小口分散されており、法人向け融資の割合が多い銀行などに比べて与信の集中リスクは小さい。一方、住宅ローンの保証では、期間が超長期にわたることが多いため、期間満了までの不確実性に伴うリスクが大きくなりやすく、この点は格付判断においても重要なポイントである。

保証料についてはリスクに応じて有担保ローンと無担保ローンで大きく異なるケースが一般的である。有担保ローンの代表である住宅ローンについては、自宅を担保とされている債務者の返済に対するインセンティブが強く働くため、代位弁済率は無担保ローンよりも有担保ローンの方が一般的に低くなる。また、担保物件売却による回収も見込めるため、最終的な保証会社の損失は有担保ローンの方が小さくなりやすく、保証料も安い。無担保ローンは、代位弁済率が保証料率の半分未満におさまることが望ましいとされる。住宅ローンについては、借入金利が市場金利の動向や競争によって大きく変動するのに比べ、保証料率は歴史的に変動が小さく、かつ低い水準にとどまってきた。保証会社の安定した事業継続には、一定の保証残高や取扱件数の確保が必要となっている。国内の人口減少に伴い、住宅ローン保証の市場の成長性には限界があるとみられる上、近年は保証を付さないプロパーローンを取り扱う金融機関が増えてきており、将来的に保証会社にとってマイナスの影響を及ぼす可能性もある。保証会社としては規模の拡大や事業の多様化を進めていくことが求められる。

1 信販・クレジットカード会社、消費者金融会社については、それぞれ業種別の格付の方法が定められている。

保証会社は、金融機関の背後に存在する位置づけとなることから、利用者（債務者）からの認知度は高くないと思われる。金融機関が利用者に提供するローンにはあらかじめ保証会社の保証がセットされており、利用者が自由に保証会社を選択することは通常ない。保証会社にとっては、保証契約の獲得から管理、回収にわたって、金融機関との関係がより重要となる。

## (2) 競争力のポイント

もともと、保証業務は住宅ローンを中心とした個人向けローンに付随して行われ、歴史的には銀行などの金融機関がグループ内に設立した保証会社、並びに、業界各社の出資により設立された保証会社が担当してきたという経緯がある。金融機関系列の保証会社の場合は主に、設立母体である金融機関の顧客を対象に保証を行っている。一方で、独立系の保証会社は、金融機関系列の保証会社とは年収等の属性が少し異なる客層、あるいは金融機関系列の保証会社では採りあげられなかった層を対象に保証業務を展開することによって棲み分けてきた。金融機関は系列の保証会社を優先する傾向にあること、保証があらかじめローンにセットされていることから、住宅ローンの利用時における金融機関の選択に比べて保証会社の競争は激しくない。ただ、現在では独立系保証会社も、金融機関系列の保証会社がメインターゲットとする顧客層に対する保証の拡大に努めている。競合の状況によっては金融機関からの要請によって保証料率に下方圧力が生じる可能性もある。金融機関が保証会社を選択する上では、系列の保証会社が優位にある他、保証料率は大きな決め手になり得るが、それだけでなく、審査スピード、承認率、利用者や金融機関のニーズに合った商品対応力なども重要となる。こうした競争力向上のため、審査システム充実などに向けた IT 投資についても不可欠となっている。

事業基盤の評価においては、前述した競争状況に加え、提携している金融機関の数、保証件数、保証残高、取扱件数や取扱高などに注目し、安定性や成長性を検討する。また、顧客属性、有担保や無担保などの商品特性にも注目する。金融機関系列の保証会社については、金融機関自体の競争力および、金融機関が地盤とする地域の経済事情や顧客特性なども評価の参考にする。

## (3) 経営

経営については、経営者の構成、経営の安定性・自立性、ガバナンス、コンプライアンス、風評リスクの有無、オペレーションの堅実さ、といった点に着眼する。また、保証業務を直接的に律する規制や監督官庁はないものの、金融機関の業務の一部を補完する位置づけであることから、金融機関に対する規制や監督、およびそれらに基づく金融機関の貸出スタンスなどの影響を間接的に受けやすい立場にあることに注意する。

## 2. 財務基盤

### (1) 収益力

保証会社は、保証料を受け取り、その範囲内で事業運営費用、与信費用等をまかなっていかねばならない。各保証会社の設定する保証料率は、これらの費用を余裕を持ってカバーできる水準にあることが望ましい。収益力の分析においては、収益の安定性、資産収益率、コスト構造などを

みる。主たる収益である保証料収入については、収益計上の方法を確認する必要がある。保証料以外に収入がある場合には、その収益貢献度や安定性にも注目する。また、リスクテイクの度合いによって収益率に違いがあるため、有担保と無担保の構成にも留意し、与信費用控除前および控除後の両面から分析を行う。資産収益率は保証債務を含めた総資産を分母として算出したものを重視する。コスト構造に関しては、従業員一人あたりの保証債務残高や損益、並びに OHR などに注目する。

(重視する指標)

ROA

保証料率

従業員一人あたりの保証債務残高、損益

OHR (与信費用を除く販売費および一般管理費 ÷ 営業収益)

(2) 資産の質

債務者の属性および地域、チャネルといった分散・集中度合い、保証対象のローンの回転率や平均残存年数、代位弁済の発生状況、担保の有無と回収可能性、償却・引当の状況や償却・引当基準の保守性、求償債権や延滞債権に対する引当の充分性、与信費用の実績などを分析する。定性的な側面としては、与信姿勢、管理回収の体制などをみる必要がある。特に、回収の体制については、金融機関に対し、求償権発生時に当該顧客の情報をすぐに入手できるような、緊密な関係を構築できているかに注目する。また、回収がコンプライアンス上問題ない方法で実施されているかどうかについても確認する。その他には、経済環境の変化、失業率、金融機関の債務者に対する支援姿勢などの要因が当該時期の延滞、代位弁済の発生に影響を及ぼしている点にも着目する。

(重視する指標)

延滞率、代位弁済率、回収率、償却率

引当率

保証残高対比の与信費用、期間損益対比の与信費用

1件あたりの平均貸付残高

(3) リスク管理態勢

保証債務における信用リスク、オペレーショナルリスクについて、定性、定量の両面から、どのようにリスクを管理しているか、手法や前提を含めて検討する。経営陣のリスクテイクに対する考え方と経営計画とのバランス、部門間での牽制や相互チェックが働く組織かどうかポイントとなる。また、事業の継続性の観点から、バックアップシステムの充実度、作業の複線化によるチェック体制にも目を向ける。

(4) 流動性

保証会社は保証料を一括で前受けすることが多いため、借り入れの必要性はなく、潤沢に現預金

を保有していることが健全な状態である。一括で前受けした保証料は負債に計上されるが、それ以外の負債は、退職給付費用などに限定されることが多い。前受けした保証料を有価証券で運用する場合は、元本の毀損を抑えるために流動性の高い安全資産で運用されることが望ましい。格付においては、有価証券運用に関して収益性以上に安全性、健全性を重視しており、資産運用の方針、リスク許容度についても注意する。

#### (5) 資本の充実度

自己資本が質・量の両面で保証業務から生じうるリスクに十分なものかどうかを検討する。その際、特に住宅ローン保証のように期間が超長期にわたる場合、その間の環境変化にも十分耐えられるかを念頭に置く。量的な面では資本の絶対額とリスク量対比での厚み、質的な面では資本が税効果、期限の定めや償還されてしまう可能性のある証券に依存している度合いが検討の対象となる。自己資本比率の算出においては、分母に保証残高を加えたものを重視する。分子となる自己資本に関しては、保証会社では、発生し得る損失に備えて債務保証損失引当金を計上することが一般に行われており、これを広義のバッファとして資本に加える。リスクの大きさ、内容については、有担保ローンと無担保ローンで回収可能性が大きく異なる点、有担保でも担保とローンのバランスによって回収可能性が大きく異なる点などにも留意する。また、可能な場合には、銀行等が規制上の自己資本比率を算出する際のリスクの算出方法を参考とすることもある。

#### (重視する指標)

保証債務残高を勘案した自己資本比率

自己資本比率

#### (6) 親会社による信用補完

親銀行や設立母体など主要な株主が存在する場合には、株主等からのサポートの可能性を評価に織り込む。金融機関系列の保証会社は、設立母体の金融機関の顧客を対象としていることから、事業展開において制約を受けやすく、規模が小さいところも多い。そのため、格付上は、どの程度サポートの可能性を織込めるかがポイントとなる。サポートの可能性については、株主や当該業界にとっての重要性、関与や支配の度合い、株主のサポートの意思や能力などを基に判断する。

以上

#### 留意事項

本文書に記載された情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、当該情報はJCRの意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## 株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル